

第 1 4 章 方法書に対する意見、見解等

第 1 4 章 方法書に対する意見、見解等

14.1 方法書説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び都市計画決定権者の見解

横浜市環境影響評価条例第 17 条 1 項の規定に基づき、環境影響評価方法書に関する説明会を実施しました。

説明会の開催状況は、表 14.1-1 に示すとおりです。

また、説明会における意見の概要及び都市計画決定権者の見解は、表 14.1-2(1)～(4)に示すとおりです。

表 14.1-1 説明会の開催状況

開催日時	参加人数	会 場
1 回目 平成 27 年 2 月 6 日 (金) 18 : 30～21 : 00	39 名	金沢区泥亀二丁目 9 番 1 号 横浜市金沢区公会堂 (講堂)
2 回目 平成 27 年 2 月 8 日 (日) 13 : 30～16 : 00	51 名	金沢区能見台東 2 番 1 号 能見台地区センター (多目的室)
合 計	90 名	—

表 14.1-2(1) 質疑及び意見の概要、都市計画決定権者の説明等

項目	質疑及び意見の概要	都市計画決定権者の説明等
事業計画	なぜ整備に 17 年もかかるのか。横浜市に予算がないからなのか。	これだけ大きな施設なので、造成や工事の程度は小さいが、かなり長い期間をかけて工事をすることになる。できるだけ早くということは念頭において事業を進めていくが、タンク処理は時間がかかるということを御理解いただきたい。工事が終わったところについて、安全性を確保できる場所から、順次、供用をしていきたいと考えている。
	平成 44 年までに一部でもオープンはしないのか。	順次、整備が完了した場所から一部供用を開始する予定である。
	環境影響評価、都市計画の手続が平成 28 年までで、平成 29 年度から第一期が始まっているが、緑の広場空間創造エリアにどのようなものが作られるかということは、平成 29 年度から検討するのか、それとも平成 28 年度までに決めるのか。	環境影響評価と都市計画の手続と並行して設計を行う。
	広域避難場所はどこになるのか。	今後、防災の担当部署と相談して広域避難場所として機能できるエリアを決めていく。
	かまどベンチや非常用トイレをどのような形でどういうところへ設置するかまで考えているのか。	災害の発生時にこの公園がどのような使われ方をするかを想定した上で、今後の設計の中で施設の配置などを考えていく。
	タンクを保存して利用しながら宿泊できるようにするなど、避難生活に利用できないか。	タンクの活用は、利用者の安全について十分かつ慎重に考えなければならない。利用方法については、有効に活用できるように考えていく。
	旧日本海軍が建設した小柴貯油施設の一部を保存するという事で安心した。具体的にどのタンクを残すのか。地下タンクに入っていくためのトンネルは利用されるのか。貴重な施設なので日本海軍の基地があったというモニュメントのようなものを残してもらえるのか。	タンクは調査中で、どのタンクを残すかはこれから検討する。残すからには、どのようなことに使われていたのかということも何かの形で表示をしたいと考えている。 トンネルについては、調査確認の上、安全面を考慮して慎重に対応していきたい。
	基本計画に対しての意見を出したが、それに関する説明会がなかった。NPO 法人で検討した結果をメールで送った。太陽光発電の活用など一部取り入れられた点もあるが、タンクの活用についてのお願いは内部でどのように取り扱われたか。	意見は受取っている。タンクについては色々な使い方が考えられる。いただいた意見も考慮しながら考えていきたい。

表 14.1-2(2) 質疑及び意見の概要、都市計画決定権者の説明等

項目	質疑及び意見の概要	都市計画決定権者の説明等
事業計画	バスがUターンするトンネルは利用されるのか。	トンネルは国の所有になっていて、現在、国がトンネルの安全確認のための調査をしている。引き続き国と協議をしていく。
	並木側から公園を抜けてバスがUターンするトンネルへのルートを考えているか。	並木までのバスは今のところ考えていない。
	都市計画的な位置付け、広域でこの公園をどう考えているのか。広域の計画として、グリーンバレーや動物の移動経路、歴史環境等の社会的なことなども含まれると考えられる。	広域機能的な位置づけについては、三浦半島までに続くまでの想定はしていないが、ヨコハマbプランのつながりの森構想で、市内における緑の連続性も考慮して計画していく。
	大きさ的には都市基幹公園的な位置付けで計画されていると思うが、部分的に住区基幹公園的なものを加味することによって、住民と住民の新しい交流の場になればいいと思う。	都市計画上、広域公園として考えているが、実際の利用に関しては近隣の方が気軽に利用できるようなことも考えていきたい。緑の広場空間創造エリアの広場などは近隣の方が気軽に利用できるという点では、街中の公園に近い利用も想定される。
	海も何か計画があるか。	海域については、今回の公園の計画のエリアには入っていない。水路の部分は取り込んで入口として整備することを考えている。
	緑の広場空間創造エリアについて、具体的にどのようなレクリエーション施設ができるのか。どのような流れで決めていくのか。住民の意見が反映できるのか。	具体的にどのような施設整備をするかはこれから検討する。公園の計画内容については、運営方法を含めて皆様の御意見を聴いていきたい。
	自然環境保全エリアはエリア全体に人が入れるのか。他のエリアも、敷地の端まで人は入れるのか。	整備の具体的な内容はこれから検討する。利用者の安全も確保しなければならない。自然環境を保全する上で、通常は閉鎖するが、管理作業を行うときだけ立ち入る等の運営方法等も想定される。
	開港 150 周年の植樹事業による植樹はこのままなのか。樹木が大きくなってきて、通学路が暗く、不安を感じている。できれば、移植してここは開けた場所としてほしい。	植樹の部分は、基本計画では駐車場予定地を含んでいる。樹木は公園内に移植する予定。
土壌汚染の除去まで時間がかかるので、尾瀬のように栈橋をかけて歩けるようにするなど、早期開放に関する意見に対して、どう評価、検討されたか。	安全の観点から、土壌汚染対策工事中で栈橋を設置しての利用は難しいと考えている。	

表 14.1-2(3) 質疑及び意見の概要、都市計画決定権者の説明等

項目	質疑及び意見の概要	都市計画決定権者の説明等
事業計画	西柴方面の出入口を増やしてもらえないか。	地形的に新しい出入口は難しいと考えているが、利用者のために他の出入口が作れないかということは検討していきたい。
	どんどん竹林が増えている部分がある。このままでは樹林地の保全のためにならないので、早く竹林の手入れをするべき。	樹林地を保全するにも適切な手入れが必要だと考えている。現在は国が管理しているので、国へ伝える。公園の整備が始まれば森を再生していく。ボランティアとの連携も考えていきたい。
	ビジターセンターのようなものは作らないのか。	学習拠点のようなものを計画しているので、ビジターセンターの機能も確保できると考えている。
	運営に関して、総括は誰がやるようになるのか。日々の活動はどこが行うのか。舞岡公園のようにボランティア活動等の運営をしっかりとするようにしてもらいたい。	施設が大きいので市の管理だけでなく、指定管理者制度も活用しなければならないと考えている。保全活動について、市民のボランティアによる協力をお願いすることも考えながら適切に管理運営ができる体制を整えていきたい。
	エリアマネジメントの考え方で、経済的な影響評価みたいなものと考えてプランニングの段階から民営の施設を入れていくような計画はないのか。この公園を中心に横浜が自治体として新しい企画をやるということはないのか。	管理については、これから公園の設計を進める中で検討する。当然、指定管理者の検討もする。一方で、特に里山空間再生エリアや活動体験学習エリアに関しては、市民共同で公園施設を管理することも想定している。 管理に係る費用を低減するという意味では重要な提案ではあるが、国有地を無償で貸付けを受けて公園を整備するという事で、国の制約もあるのでどのようなことが可能かは国との協議事項になると考える。
環境影響評価項目の選定	評価項目について、防犯と言う観点からの項目はないのか。	民有地に接した部分の対応については、計画地の地形など状況を見ながら、公園の整備計画の中で、安全性についてもどのような対応ができるか検討していく。
	防犯という項目が評価項目には追加されないのであれば、どのような形で配慮されるのか。	防犯については、環境影響評価ではなく公園をどう管理するかという中で、検討することだと考えている。
土壌	土壌汚染の項目については既存資料の収集整理だけとなっているが、改めて調査をすることを考えた方が良いと思う。	小柴貯油施設はまだ国有地となっている。平成 19 年度から平成 21 年度の 3 箇年かけて法律に準じた方法で国が行った土壌汚染の調査を既存資料として、収集整理を行う。今後、土壌汚染対策については国と対応を協議していく。

表 14.1-2(4) 質疑及び意見の概要、都市計画決定権者の説明等

項目	質疑及び意見の概要	都市計画決定権者の説明等
安全	崖地に該当する部分がある。公園の整備を進める中で、崖地対策もしていくのか。	これから調査を行い、対策の検討を行う。
	西柴台口からファーム口の間が、崩壊の心配がある土地になっている。そこに対する今、分かっている具体的な対応について教えてほしい。	状況を調査して安全性にも配慮して今後、整備計画を検討する。本格的な調査について本市としてはまだ行っていない。今後の説明会では、より具体的な説明ができるように対応していきたいと思う。
地域社会	整備される施設によって交通などが左右されるのではないか。	交通への影響を考える。
その他	今回の意見書で意見を出すと、その意見がある程度反映して計画や設計が見直されるということか。	意見書の要旨と考え方を取りまとめて、環境影響審査会に資料として提出することになっている。さらに審査会の委員から意見をいただく。意見書の中身によって、計画に反映するかどうか検討する。
	公園整備の着手の前に周りの自治会に対して住民説明会をして、住民の了承を得るのか。	都市計画、環境影響評価の手続きの節目ごとに、御意見を伺う機会がある。工事に関する説明は、手続に関する説明の次の段階として機会を設けて、御意見を求めたいと考えている。
	適宜、見学会を実施しますとあるが、どういう内容なのか。	安全性を検討した上で計画を立てて御案内したいと考えている。
	これで公聴会と言えるのか。	本日は環境影響評価の説明会で、都市計画の公聴会は別途開催する。
	海側では説明会を一回もやらないのか。	説明会の会場については、多くの方にお集まりいただける場所、かつ、比較的皆様が集まりやすい場所で二回設定した。
	現在ある金網に在日米軍の看板が残っている。近隣に訪れた海外の方に間違ったアナウンスになっている。すぐに撤去してほしい。	看板撤去については、国が管理者なので国に要請する。
	後々、国に返せと言われることはないのか。	無償貸付という形であるが、都市公園として都市計画決定するので、市としては返すことは考えていない。
	縦覧と閲覧はどう違うのか。	縦覧は、期間と場所を定めて図書を見てもらい、質問等があれば答えられるようになっている。閲覧は、期間を定めずに図書を見てもらい、質問には答えられるようにはなっていない。

14.2 方法書に対する意見書の概要及び都市計画決定権者の見解

横浜市環境影響評価条例に基づき、「(仮称)小柴貯油施設跡地公園整備計画環境影響評価方法書」に対し、4通の意見書(延べ意見数14件)が提出されました。

意見書の概要と意見数は、表14.2-1に示すとおりです。また、意見の内容と都市計画決定権者の見解は表14.2-2(1)に示すとおりです。

表 14.2-1 意見書の概要と意見数

意見項目		意見数	
事業計画		3件	
環境影響評価項目	生物多様性	6件	11件
	騒音	1件	
	安全	4件	
合計		14件(4通)	

表 14.2-2(1) 意見書の内容と都市計画決定権者の見解

項目	意見書の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	<p>この公園は無駄で環境にもよくないと思う。</p> <p>近くには長浜公園、海の公園、八景島、富岡総合公園、富岡八幡公園、立派な公園がたくさんあるのに、これに加えてこんな広い場所に税金を投じ(10億円以上?)わざわざ公園にする必要があるのか。</p> <p>公園などやめて広い森林に復元すればよい。CO₂やヒートアイランド防止に役立つ。今必要なのは、石原都政の台場の森のような事業。植林管理すれば、30年で立派な森林になるし、管理で立ち入り禁止しておくことで土壌除染も不要。公園にすれば人が入り、除染が必要。結果、余計な費用が発生。(数億円?)</p> <p>昔の海岸線の崖も同じ。公園になり人が入るので崖工事が必要となる。これまた余計な費用。長浜公園の崖にはいくらかかったのか?(数億円?)</p> <p>ここの崖の景色は、後世にそのまま自然を残す価値があることをご存知か。</p> <p>皮肉なことに、米軍施設であったことが幸いして手つかずの自然が残った。公園で人工化しないか心配である。自然をたくさん残してほしいが周りから見えない場所で、防犯も極めて心配で、結局余計な管理費用が日々発生。結局ここでの公園実現は無理が多いと思う。</p>	<p>旧小柴貯油施設跡地を中心とした土地については、横浜市水と緑の基本計画における緑の10大拠点(小柴・富岡地区)に位置付けられていることから、旧海岸線沿いの緑や自然環境を活かしつつ、市民が憩い、集い、楽しむとともに、みどりアップや生物多様性、地球環境の大切さを、市民が感じ、学び、育てる緑の拠点として整備するものです。</p> <p>公園整備の方向性については、返還を受けて跡地利用について検討を開始し、平成18年6月の米軍施設返還跡地利用指針では、「森と海に抱かれた自然体験空間」とし、貯油タンクの適切な処理とともに身近に自然が体験できる豊かな緑の空間、広域の住民が交流する空間の形成を目指すとなりました。</p> <p>また、平成19年3月の横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画では、「都市公園の整備を目指す」とし、平成20年3月の小柴貯油施設跡地利用基本計画では、公園のテーマとして、緑の保全と回復や環境行動の支援、自然エネルギーの導入などの公園整備の方向性をまとめました。</p> <p>公園の基本計画は、以上の検討の結果を踏まえ、市民の皆様の御意見を伺いながら平成26年7月に策定したものです。</p> <p>なお、公園整備にあたっては、既存の地形や樹林地などを極力活かしながら、公園利用に必要な最小限の範囲で造成を行うこととしています。計画地内の旧海岸線の崖地については、安全性を確認し、保全に努めます。</p> <p>防犯対策については、公園の管理方法を含めて公園の設計を進める中で検討します。</p>

表 14. 2-2(2) 意見書の内容と都市計画決定権者の見解

項目	意見書の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	<p>センター広場内の管理センターなど、利用者のための休憩所を作ってほしい。また、環境、里山、農業など学習できる場として関連する書籍を置いた図書スペース、学習スペースがあったらよいのではないか。</p> <p>里山農体験ゾーン内の一部を市民が有料で使用できるレンタル農園を作ってほしい。</p>	<p>管理センターの施設内容や運営方法などの詳細については、今後検討を進めます。</p> <p>里山農体験ゾーンについては、樹林地の保全、里地里山空間の再生を行うと共に、様々な農業体験ができる施設の整備について今後検討します。</p>
	<p>夜間、公園内に不審者や若者たちが侵入できないように、公園全体を囲い、夕方定時には門を閉め、立ち入り禁止にしてほしい。</p> <p>(できれば防犯カメラなど設置)</p>	<p>開園時間の設定や安全対策などの公園の管理方法については、公園の設計を進める中で検討します。</p>
環境影響評価項目	<p>以前は雉、小綬鶏をよく見かけたのに最近では全く見掛けられない。雉は計画の草地広場ゾーンに5回ぐらいきれいな雄が姿を見せていた。</p> <p>小綬鶏は親子でヨチヨチ歩く姿が愛らしく堀口から長浜の森に生息していた。このような自然の回復するような公園化するよう望む。</p>	<p>公園整備にあたっては、既存の地形や樹林地などを極力活かしながら、施設整備やタンク処理、バリアフリー動線の確保など、公園利用に必要な最小限の範囲で造成を行います。</p> <p>称名寺・円海山などへと連なる「つながりの森」や金沢の旧海岸線に連なる公園緑地など、周辺の緑と連携し、樹林地の保全や緑化に努めるとともに、敷地内の生物の生息・生育環境の保全・再生・創出するなど、生物多様性に配慮した計画とします。</p>
	<p>長浜地区には平家蛸が生息していた時期もありましたが下水道整備や宅地開発で失われたので公園内には湧き水が湧いているところもありますので整備をお願いします。</p>	
	<p>カブトムシ、クワガタムシ・カミキリムシがいるようなクヌギ等の樹木が少ないので植樹してください。</p>	
	<p>長浜の公園内の池には、鴨、鷺は飛来しますが雁（上空を列になって飛んでいるが下りてこない）、白鳥が飛来するような池の設置をお願いします。</p>	
	<p>川蝉も長浜水路で見かけることが少なくなった。子育てができるような土手を造り穴が掘れるようにしていつも見られるような工夫をお願いします。</p>	
	<p>狸子狸が現在西柴の森と長浜の公園の周りの道を横断している。交通事故に遭っているのでこれ以上事故にならないような自然環境の工夫を考えてください。</p>	
騒音	<p>多目的レクリエーション広場と住宅が近いこと、住宅と隣接している部分の壁は高くしていただきたい。</p> <p>(壁に防音効果があると尚可)</p>	<p>今後、多目的レクリエーション広場の設計を進める中で、隣接する住宅に対する騒音やプライバシーへの影響等を考慮し、広場の規模や配置を検討します。</p>

表 14. 2-2(3) 意見書の内容と都市計画決定権者の見解

項目	意見書の概要	都市計画決定権者の見解
<p>環境影響評価項目</p>	<p>安全</p> <p>第2期自然環境保全エリア整備について住宅地隣接傾斜地対策を要望します。</p> <p>◎必要性</p> <p>近年の自然災害の報道は予測を超えて発生している。</p> <p>防災の視点での整備の重要性が求められている。</p> <p>◎危険性を感じる理由</p> <p>土砂災害警戒区域に指定されている。</p> <p>高く急な斜面が住宅地に隣接している。斜面補強のコンクリートも古くなり、手入れもされていない。(50年以上経過しており老朽化している。また、コンクリートの間から樹木が育っている。)</p> <p>過去、傾斜地は大手不動産会社が所有しており、手入れもされていた。</p> <p>現在は個人所有の形態となり、手入れもされず大木が育ってしまっている傾斜地が多くなっている。</p> <p>米軍利用時(防衛施設庁管理地域)は、境界線内数メートルは樹木を伐採していた。従って樹木が住宅地に張り出す心配もなかった。</p> <p>昨年10月の台風19号の際、大木の枝が折れており、不安になったので、現在管理下にある財務省(横浜財務事務所)に伐採を依頼したところ緊急性はなく、予算的なこともあり、難しいとの話があった。</p> <p>このまま傾斜地を残したまま自然環境保全エリアを整備して万一大雨、地震等で傾斜地が崩れた場合、人災の感は免れなくなってしまうのではないかと思います。</p> <p>よって、対策として近隣住民に安心感を与える高さまで傾斜地を削り取り、植樹も低木中心とすることで近隣住民への威圧感をなくす等の対策を要望します。</p> <p>◎過去の発生事案</p> <p>数年前に大雨で一部樹木ごと住宅地と反対側であったが崩れている事案がある。</p> <p>隣接する全地域を点検していただき住宅地には水が流出しないよう設計施工していただきたいと思います。</p> <p>大型地震予測では、横浜市が一番確率が高い数値が出されています。傾斜地対策として公園整備と併せて安全性を高める工事を実施して頂きたいと思います。</p> <p>(次頁につづく)</p>	<p>公園整備にあたっては、既存の地形や樹林地などを極力活かしながら、施設整備、タンク処理、バリアフリー動線の確保など、公園利用に必要な最小限の範囲で造成を行います。</p> <p>計画地内の旧海岸線の崖地は、崖地特有の植物群落が生育する貴重な場所であるため保全に努めます。なお、整備にあたっては崖地の安全性を確認し、供用時の利用者の安全確保にも十分配慮します。</p> <p>また、住宅地に隣接する崖地についても、現在の地形や自然環境の保全を基本としながら、安全性を確認し、必要に応じて安全対策について検討を行います。</p> <p>なお、公園公開後は樹林地の良好な保全、育成に向けた維持管理を実施します。</p>

表 14. 2-2(4) 意見書の内容と都市計画決定権者の見解

項目	意見書の概要	都市計画決定権者の見解
環境影響評価項目	<p>隣接地のシーサイドファームは災害が起こった際、避難地として活用されると聞きおよんでおります。このような広い地域があるわけですので、これからは自然保全のみにとられることなく、避難場所にも活用できる設計を望みます。</p>	<p>(前頁に同じ)</p>
	<p>西柴の東側の崖が台風や大雨で度々崩落しているの、自然を残した方法でコンクリート等の不自然な方法でなく自然に見えるような工事をお願いします。</p>	
	<p>公園がやむなく進むようだったら、せめて崖下には人が入らぬようにし、崖をそのままにしてほしい。</p>	
	<p>津波避難場所として里山エリアの高台の一部を早い時期（第1期から）整備していただきたい。</p>	

14.3 方法市長意見書に記載された市長の意見及び都市計画決定権者の見解

横浜市環境影響評価条例第21条1項の規定に基づき、「(仮称)小柴貯油施設跡地公園整備計画環境影響評価方法書」に対し、横浜市長より環境保全の見地からの意見を記載した「方法市長意見書」が送付されました。

方法市長意見書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所は、表14.3-1に示すとおりです。また、方法市長意見の内容及び都市計画決定権者の見解は、表14.3-2(1)～(2)に示すとおりです。

表14.3-1 方法市長意見書の縦覧期間及び縦覧場所

縦覧期間	平成27年6月5日～平成27年7月6日(31日間)
縦覧対象区	金沢区
縦覧場所	横浜市役所 環境創造局 環境影響評価課 金沢区役所 区政推進課 広報相談係

表14.3-2(1) 市長意見及び都市計画決定権者の見解

	市長意見	都市計画決定権者の見解
(1) 事業計画	ア 旧海岸線の海食崖 旧海岸線の海食崖には、崖地特有の植物群落が存在し、また旧来の地形構造を残しているなど貴重な場所であるため、安全性を最優先に配慮したうえで、海食崖の保全活用を検討してください。また安全の面から海食崖の保全が難しい場所については、植物の移植・地層の剥ぎ取り標本などの措置を検討してください。	旧海岸線の海食崖については、地質調査の結果に基づき、待受け擁壁等の海食崖の保全に配慮した安全対策を実施し、できる限り崖特有の植物群落及び旧来の地形構造の保全活用を行います。海食崖の保全が難しい場所については、貴重な植物の移植・地層の剥ぎ取り標本などの措置を検討します。
	イ 計画地の歴史 接収された歴史を残す場所として、計画地の活用を検討してください。	ポンプ室を活用し、貯油施設に関連する機器や設備などを展示する展示資料館を整備します。 また、大型地下タンク1基、一部の地下トンネルの出入口部分及びパイプラインの一部を利用者の安全を確保した上で歴史的遺構として保存・活用します。
	ウ 防災機能 市民意見や地域防災計画を踏まえながら、防災機能を持つ公園として計画し、その内容を準備書に記載してください。	広域避難場所として指定されることを前提に、関連施設である防火水槽、広域避難場所機材庫の設置を進めることを「第2章 2.3.2 整備方針」(p.2-7)に記載しました。
	エ 園内の移動手段 計画地は、広い公園で園内の高低差があるため、園内の移動手段について検討してください。	園内バス等の園内移動手段の導入を検討します。
	オ ヒートアイランド軽減効果 計画地は、ヒートアイランド軽減効果の見込める緑地であるため、熱環境的な面からの重要性を準備書に記載してください。	熱環境的な面からの重要性に関する記述を「第2章 2.3.7 地球温暖化対策、2.3.9 緑の保全と創造」(p.2-29 参照)に記載しました。

表14.3-2(2) 市長意見及び都市計画決定権者の見解

市長意見		都市計画決定権者の見解	
(2) 環境 影響 評価 項目	ア 評価 項目 全般	<p>整備スケジュールが長期にわたり、工事中の部分供用が計画されているため、各評価項目の工事中・供用時の予測時期について整理したうえで、準備書に分かりやすく記載してください。</p>	<p>工事中に一部供用開始するため、工事中の予測に一部供用開始による影響を含めることとしました。各評価項目の工事中・供用時の予測時期を整理し表にまとめ (p. 5-7 参照)、設定理由と併せて第6章の各項目に予測時期を記載しました。</p>
	イ 工 事 中	<p>(ア) 水質・底質 地下水の調査地点について、地下水の流向を勘案し工事の進捗状況にあわせて調査地点を見直すなど、適切な地点で調査が行われるよう検討してください。</p>	<p>地下水の水質を事後調査項目として選定します。 調査地点については、工事の進捗状況等に合わせて、適切な地点で調査が行われるよう適時見直します。</p>
		<p>(イ) 土壌 市民等の安全・安心に資するため、ベンゼン・鉛といった有害物質の由来を準備書に記載してください。また土壌汚染調査結果についても、準備書に分かりやすく記載してください。</p>	<p>基準値を超過して検出された有害物質の由来及び土壌汚染調査結果を「第6章 6.6 土壌」の調査結果 (p. 6-6-4~p. 6-6-5 参照) に記載しました。</p>
		<p>(ウ) 安全 a 斜面崩壊については、これまでに行われた地形の改変の影響や調査結果を勘案して、全エリアの工事を完了した時点だけでなく、エリア毎の工事を完了した時点でも予測してください。 b 斜面については、自然環境に配慮しつつ、確実に安全が確保できるよう保全措置を検討してください。</p>	<p>計画地内の斜面については、それぞれのエリアの整備時期に関わらず、先行して調査、予測を行い、園内や周辺の土地への影響が予測される箇所については、安全対策を実施します。 海食崖については、調査により斜面の安定が確認できたことから、風化した斜面からの落石等による事故を防止するため、待受け擁壁や落石防護柵等の自然環境に配慮した安全対策を実施します。</p>
	ウ 供 用 時	<p>(ア) 水質・底質 地下水については、事後調査項目として選定する旨、準備書に記載し、適切な調査地点・調査対象物質を検討してください。</p>	<p>地下水の水質を事後調査項目として選定するとともに、調査地点・調査対象物質を検討し、「第9章 9.4 事後調査の内容」(p. 9-4 参照) に記載しました。</p>
		<p>(イ) 安全 斜面については、自然環境に配慮しつつ、確実に安全が確保できるよう保全措置を検討してください。</p>	<p>調査結果に基づき、風化した斜面からの落石等による事故を防止するため、待受け擁壁や落石防護柵等の自然環境に配慮した安全対策を実施します。 また、既存の吹付等による対策箇所を含め、定期的に斜面の状況を確認します。</p>